

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年11月11日（平成27年（行情）諮問第665号）

答申日：平成28年4月22日（平成28年度（行情）答申第18号）

事件名：「潜水艦の友」の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『潜水艦の友』（2014.6.2一本本B202で特定された後に作成されたもの。）*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「潜水艦の友」（第96号。平成27年3月）（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月17日付け防官文第11377号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った本件対象文書の一部開示決定（以下「原処分」という。）について、電磁的記録の特定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね次のとおりである。

他にも文書が存在するものと思われる。国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（別件訴訟における準備書面）である。そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『潜水艦の友』（2014.6.2一本本B202で特定された後に作成されたもの。）*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「潜水艦の友（第96号。平成27年3月）」（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法9条1項に基づき、平成27年7月17

日付け防官文第11377号により、本件対象文書の一部が法5条1号の不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書の作成元である海上自衛隊潜水艦教育訓練隊（以下「潜訓隊」という。）は、元原稿は電磁的記録で作成しているが、印刷を発注している民間業者に印刷用原稿を紙媒体で渡しているとともに、業者からは電磁的記録の納品は受けていない。また、掲載記事中の個人情報等の流出防止の観点から、業者から納品を受けた後、速やかに潜訓隊で保有している元原稿の電磁的記録を削除している。よって、潜訓隊では本件対象文書の電磁的記録は保有しておらず、原処分を行う際及び本件異議申立てを受けた際に行った探索においても、電磁的記録は確認されなかった。

3 法5条該当性について

本件対象文書の1頁、51頁及び61頁の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため原処分において不開示とした。

4 異議申立人の主張

(1) 異議申立人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（別件訴訟における準備書面）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定するよう求めるが、上記2のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。

(2) よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年4月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「潜水艦の友」につき、異議申立人が本件開示請求に先立ち行った開示請求（2014.6.2-本本B202）において特定された第95号（平成26年9月）の後に作成されたものの開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、写真の顔部分（識

別が容易でないと認められるものを除く。)が法5条1号に該当すると
して当該部分を除いた部分を開示するとの原処分を行った。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「潜水艦の友」
は、隊務一般の啓もう及び意見交換等を目的として、潜訓隊が編集して
発行している機関誌であり、国の予算において年2回作成・発行されて
おり、防衛省・自衛隊内に配布されているものであるとのことであっ
た。

異議申立人は、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めているので、
以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の作成過程等について、当審査会事務局職員をして諮問
庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 「潜水艦の友」は、潜訓隊内で組織されている機関誌委員会（以下
「委員会」という。）がその発行に向けた準備を行っており、巻頭
言、随想、特集、趣味・レジャー、歴史コーナー等の項目に関する
寄稿等を隊員に募集又は依頼して、送付されてきた原稿等をパソコ
ンで整理することにより原稿を作成している。

イ 「潜水艦の友」の印刷については、委員会が民間業者に発注して行
っているところ、その際には、原稿の電磁的記録を印刷した紙媒体を
民間業者に提供し、その印刷を依頼している。

印刷完了までの間は、修正等に備えて、原稿の電磁的記録を委員会
が保有しているが、「潜水艦の友」には隊員及びその家族の私的事
項や顔写真等が含まれているため、個人情報等の流出防止の観点か
ら、原稿の電磁的記録については、印刷完了後に速やかに削除して
いる。

(2) 諮問庁から本件対象文書の製本印刷の調達に係る仕様書の提示を受
け、当審査会事務局職員をしてその記載内容を確認させたところ、電
磁的記録を原稿とする旨の記載はなかった。

(3) そこで検討すると、「潜水艦の友」の記載内容等に照らし、原稿の電
磁的記録を印刷完了後に削除しているとする諮問庁の説明が不自然、不
合理とまではいい難く、また、本件対象文書の電磁的記録について実施
したとされる探索の範囲等が不十分であるともいえない。

(4) したがって、本件対象文書の電磁的記録は保有していないとする諮問
庁の説明を覆すに足る事情はなく、防衛省において、本件対象文書（紙
媒体）の外に電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定

し，一部開示した決定については，防衛省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子